

高山市育英資金（短期大学・大学等）貸付基準（収入）

【収入基準額表】

区分		収入基準額	収入基準額の70%
世帯人員	1人	178万円	124.6万円
	2人	282	197.4
	3人	328	229.6
	4人	355	248.5
	5人	382	267.4
	6人	402	281.4
	7人	422	295.4

※備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員7人の収入基準額に加算します。

【給与収入における控除額】

年間収入額	控除額
i 329万円以下の場合	年間収入金額と同額
ii 329万円を超え400万円以下の場合	(年間収入金額×0.2+263万円)
iii 400万円を超え878万円以下の場合	(年間収入金額×0.3+223万円)
iv 878万円を超える場合	486万円

【備考】

- ・収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用します。
- ・同一人で2つ以上の給与収入がある場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切り捨てて適用します。

※ 認定所得金額が、上記表の「収入基準額の70%」以下の場合に貸付申請いただけます。

計算モデル（例：申請者本人以外に父母、弟の4人家族の場合）

①世帯年間収入の確認（世帯全員の収入を対象とします）

父：給与 500 万円、母：給与 120 万円、本人：収入なし、弟：中学生のため収入なし

②所得額の確認（※ 事業・農業所得の場合は、確定申告の所得額）

表【給与収入における控除額】において、父はⅲ、母はⅰに該当するため、

父： $500 \text{ 万} \times 0.3 + 223 \text{ 万} = 373 \text{ 万}$ 母： 329 万円以下 のため同額 = 120 万 が控除額です。

父母の給与収入から控除額を引き、それぞれ所得金額を出します。

父： $500 \text{ 万} - 373 \text{ 万} = 127 \text{ 万}$ 母： $120 \text{ 万} - 120 \text{ 万} = 0$ 合わせて 127 万円

③特別控除の確認

この世帯の場合、【特別控除額表】において、中学校の就学者（弟）：16 万、本人：87 万、計 103 万円の特別控除が適用されます。②で算出した 127 万円から、特別控除の 103 万円を引き、24 万円 を世帯の認定所得額 とします。

④収入基準額表の確認

③で算出した所得金額は 4 人世帯の収入基準額の 70%（248.5 万円）を下回るため、貸付申請が可能です。

【特別控除額表】

区分	特 別 の 事 情		特 别 控 除 額			
A 世 帯 を 対 象 と す る 控 除	(1) 母子・父子世帯			4 9 万円		
	(2) 就学者のいる世帯（児童・生徒・学生 1 人につき）			小 学 校 8 万円		
	中 学 校 1 6 万円					
	高 等 学 校	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学			
		国・公立 2 8 万円	4 7 万円			
		私 立 4 1	6 0			
	高 等 専 門 学 校	国・公立 3 6	5 5			
		私 立 6 0	8 0			
	大 学	国・公立 5 9	1 0 2			
		私 立 1 0 1	1 4 4			
	専修 学 校	国・公立 1 7	2 7			
		私 立 3 7	4 6			
	高 等 課 程	国・公立 2 2	6 2			
		私 立 7 2	1 1 2			
		(3) 障がいのある人のいる世帯			障がいのある人 1 人につき 8 6 万円	
		(4) 長期に療養を要する人のいる世帯			療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額	
		(5) 主たる家計支持者が別居している世帯			別居のため特別に支出している年間金額 ただし、7 1 万円を限度とする。	

	(6) 火災、風水害又は盜難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段（田・畠・店舗等）に被害がある場合、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額
象 控 除 本 人 対	B 申請者本人が大学又は専修学校専門課程に進学する予約申込者である場合。	87万円

- 備考 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含みません。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができます。
- 3 就学者控除の特例
子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額（87万円）を乗じた額をさらに控除できます。